

平成 2 9 年  
第 2 2 回嬉野市農業委員会  
総会議事録

平成 2 9 年 4 月 7 日

嬉野市農業委員会

平成29年 第22回嬉野市農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	馬場下四本松 賃借権	H29.04.07	承認
	2	馬場下三本松 賃借権	H29.04.07	承認
	3	馬場下五本松 賃借権	H29.04.07	承認
	4	五町田小畑 賃借権	H29.04.07	承認
	5	下宿四本松 賃借権	H29.04.07	承認
	6	大草野森ノ元 賃借権	H29.04.07	承認
	7	五町田高城 賃借権	H29.04.07	承認
	8	五町田高城 賃借権	H29.04.07	承認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩1～11	五町田四本谷外25筆 賃借権・使用貸借権	H29.04.07	承認
	嬉1	吉田寺田 賃借権	取下げ	了承
	嬉2～15	吉田田中外23筆 賃借権・使用貸借権	H29.04.07	承認
		所有権移転		
	1	岩屋川内陣野 あっせん	H29.04.07	承認
	2	岩屋川内陣野 あっせん	H29.04.07	承認
		岩屋川内陣野 あっせん	H29.04.07	承認
		下宿四本松 あっせん	H29.04.07	承認
議案第3号		農地法第3条申請の許可について		
	1	大草野森ノ元外1筆 売買	H29.04.07	許可
	2	岩屋川内紺屋川外21筆 贈与	H29.04.07	許可
	3	馬場下四本松 売買	H29.04.07	許可
	4	不動山原口 売買	H29.04.07	許可
	5	吉田横尾松 売買	H29.04.07	許可
議案第4号		農地法第4条申請の承認について		
	1	下野三本松外1筆 太陽光発電設備	H29.04.07	承認
議案第5号		農地法第5条申請の承認について		
	1	下野三坂 太陽光発電設備	H29.04.07	承認
	2	下野四反田外23筆 九州新幹線工事用道路等	H29.04.07	承認
	3	久間後山 駐車場	H29.04.07	承認
	4	下宿五本松外10筆 九州新幹線嬉野温泉駅高架橋 他工事用進入路	H29.04.07	承認
議案第6号		下限面積の設定(50アール)について	H29.04.07	承認

平成29年 第22回嬉野市農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 平成29年4月7日  
 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室  
 3 開会日時 開会 平成29年4月7日 午後1時30分 議長 西田 昭義  
 及び 宣告 閉会 平成29年4月7日 午後2時46分 議長 西田 昭義  
 4 会議の公開の 非公開  
 可否・理由 非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条  
 第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員 出席委員25名 欠席委員0名

(農業委員)

席次	氏名	出欠	備考	席次	氏名	出欠	備考
会長	西田昭義	出	議長	13	田島昭英	出	
1	松元正行	出		14	大島栄吉	出	
2	水川靖廣	出		15	宮崎勇	出	
3	川原安幸	出		16	植松和幸	出	
4	稲富 茂	出		17	一ノ瀬宏則	出	
5	白川久美子	出		18	馬場みどり	出	
6	富永敏文	出	事前審査班長	19	池田藤巳	出	議事録署名
7	小森隆昭	出		20	井手寛紀	出	議事録署名
8	渕野厚由	出		21	前田安一	出	憲章朗読
9	川内利光	出		22	山崎 正	出	
10	松尾 直	出		23	山口智佐代	出	
11	江口幸一郎	出		24	武藤 正	出	
12	池田博幸	出					

(職員等)

農業委員会事務局長	白石 伸之	農地利用集積推進委員	秋月 治馬
農業員会事務局主任	坂本 健二	農林課主任	納富 作男
農業員会事務局主事	岩津 鈴香		

## 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地等形状変更届出について

議案第1号 農地利用集積計画の解約について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の承認について

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について

議案第6号 下限面積（別段の面積）の設定について

## 7 会議の概要

局長 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、総会を始めさせていただきます。本日は、全員出席でございます。出席委員は定足数に達しておりますので、平成29年第22回農業委員会総会の開会宣言をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今から平成29年第22回の農業委員会総会を開会いたします。今日の審議事項でございますけれども、議案が50件でございます。本日の議事録署名者でございますけれども、19番池田藤巳委員と20番井手寛紀委員をお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りたいと思います。皆さん、議案書の1ページをお願いいたします。報告第1号、農地等形状変更届出についてお諮りをいたします。整理番号1番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、整理番号1番でございます。届出人は、井手川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野一本杉、他2筆、地目は田、面積が合計で3,350㎡のうちの1,700㎡でございます。理由といたしまして、申請地は、小面積の水田が何枚もあり機械利用が困難なことから、基盤整備をしたいということです。周辺への影響はなく問題ないと考えます。図面につきましては2ページ、3ページ、写真は1番になります。以上、御提案申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきましては、去る3月31日、3班で事前審査を行っております。班長、よろしく申し上げます。

班長 はい、3班での現地調査をいたしました。これにつきましては、今現在、田がありますけれども、見た目には、もうちょっと荒地という状況でございます。段々がありますので、これを整備したいということで、田の有効活用ということでございますので、異議ありません。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。それでは整理番号1番について質疑を行います。何かご意見、ご質問ございませんか。

[質問、意見なし]

議 長 よかですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 はい、無いようですので、ここで採決をしたいと思います。ただ今の整理番号1番ついて異議のない方の挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で承認することを決定いたしました。続きまして、整理番号2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、整理番号2番でございます。

届出人は、袋の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田七本谷、地目は田、面積が合計で3,783㎡のうちの37.7㎡でございます。理由としまして、申請地は水田として耕作するのに使用勝手が悪いことから0.1m嵩上げし畑へ形状変更したいということです。周辺への影響はなく問題ないと考えます。図面につきましては4ページと5ページ、写真は2番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきましても3班で事前審査を行っておりますので、班長お願いいたします。

班 長 図面が5ページになりますけれども、縦長の細い、斜線をしたところが現地ですけれども、この部分が、今現在は水田の高さと同じ状況にあり、畑として利用価値がないということです。そういうことで、先ほどありましたその所を高めて、畑として、利用したいということでございます。よろしくをお願いします。

議 長 それでは整理番号2番について質疑を行います。何か御意見、御質問はございませんか。

〔質問、意見なし〕

議 長 よかですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 はい、無いようですので、ここで採決をしたいと思います。ただ今の整理番号2番ついて異議のない方の挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で承認することを決定いたしました。これで、報告第1号を終わります。

続きまして、議案書の7ページをお願いします。議案第1号農用地利用集積計画の解約についてお諮りをいたします。

なお、整理番号1番から3番については、借受人が同一人でございますので、一括して、審議でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは改めまして、整理番号1番から3番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。まず、整理番号1番でございます。貸付人は、本谷の〇〇〇〇様、借受人は、町分の〇〇〇〇様です。所在地は、大字馬場下四本松、地目は田、面積が

1,364㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米であります。期間は、平成24年6月11日から平成34年5月31日までで、小作料は、年当たり7,331円、全体ですと10,000円であります。解約理由としましては、借手人が病気のためということであります。

続きまして、整理番号2番でございます。貸付人は、町分の〇〇〇〇様、借受人は、同じく町分の〇〇〇〇様です。所在地は、大字馬場下三本松、他7筆、地目は田、面積が合計で1,834㎡、利用権区分は賃借権で目的は米であります。期間は平成24年6月11日から10年間で、小作料は、年当たり米49kg、全体ですと米90kgであります。解約理由としましては、借手人が病気のためということであります。

続きまして、整理番号3番でございます。貸付人は、町分の〇〇〇〇様、借受人は、同じく〇〇〇〇様です。所在地は、大字馬場下五本松、地目は田、面積が261㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米であります。期間は平成19年5月10日から平成29年5月31日までで、小作料は、年当たり米57kg、全体ですと米15kgであります。解約理由としましては、借手人が病気のためということであります。

整理番号1番から3番については、農地法第18条第6項の規定による通知書により、合意解約した旨の通知がありました。本件につきましては、借手人が病気のためということであり、その旨が書面において明らかであるため問題ないと考えます。以上、御提案申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは整理番号1番から3番について、質疑を行ないます。何か御意見、御質問ございませんか。

3 番 はい。

議 長 はい、お願いします。

3 番 〇〇〇〇さんですか。年齢は、いくらですか。

議 長 はい、事務局お願いします。

事務局 すみません。ちょっと、調べてないです。62・3歳ということですか。

3 番 本人、亡くなっとな。なら、借受けは、おかしかろうと思って。

事務局 申請を出していただいたときは、まだ御存命だったので、解約を出していただくという決まりなので、出していただいているんですけど、その間に亡くなられているので、今現在は、審議にかける必要はないんですけど、出していただいたときには、審議にかける必要があった件になります。

議 長 よかですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 整理番号1番から3番について異議のない方の挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で承認することを決定いたしました。続きまして、整理番号4番について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、整理番号4番でございます。貸付人は、五町田第1の〇〇〇〇様、借受

人は、同じく五町田第1の〇〇〇〇様です。所在地は、大字五町田小畑、地目は田、面積が3,815㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米であります。期間は平成24年11月1日から5年間で、小作料は、年当たり米29kgで、全体ですと米210kgであります。解約理由としましては、借手人を変えて再契約ということであり、その旨が書面において明らかであるため問題ないと考えます。以上、御提案申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、整理番号4番について質疑を行ないます。何か御意見、御質問ございませんか。

[質問、意見なし]

議 長 よかですか、よかですね。

議 長 はい。無いようですので、ここで採決をしたいと思えます。ただ今の整理番号4番について異議のない方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で承認することを決定いたしました。続きまして、整理番号5番について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、整理番号5番でございます。

貸付人は、下宿の〇〇〇〇様、借受人は、同じく下宿の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下宿四本松、地目は田、面積が690㎡、利用権区分は賃借権で目的は米であります。期間は平成26年5月9日から10年間で、小作料は、年当たり8,696円、全体ですと6,000円であります。解約理由としましては、あっせんによる売買を行うためということであり、その旨が書面において明らかであるため問題ないと考えます。以上、御提案申し上げます。

議 長 それでは整理番号5番について、質疑を行ないます。何か御意見、御質問ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 よかですね。はい、無いようですのでここで採決をしたいと思えます。ただ今の整理番号5番について、異議のない方の挙手をお願い致します。

[全員挙手]

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で承認することを決定いたしました。続きまして、整理番号6番について事務局の説明をお願いします。

事務局 整理番号6番でございます。貸付人は、南上の〇〇〇〇様、借受人は、南下の〇〇〇〇様です。所在地は、大字大草野森ノ元、他1筆、地目は田、面積が合計で1,223㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米・麦・大豆であります。期間は平成23年5月10日から10年間で、小作料は、年当たり米30kg、全体ですと、米36.7kgであります。解約理由としましては、売買を行うためというこ

とであります。農地法第18条第6項の規定による通知書により、合意解約した旨の通知がありました。本件につきましては、売買を行うためということであり、その旨が書面において明らかであるため問題ないと考えます。以上、御提案申し上げます。

議長 それでは整理番号6番について、質疑を行ないます。何か御意見、御質問ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 よかですね。はい、無いようですので、ここで採決をしたいと思います。ただ今の整理番号6番について異議のない方の挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成で承認することを決定いたしました。続きまして、整理番号7番について事務局の説明をお願いします。

事務局 整理番号7番でございます。

貸付人は、佐賀県農業公社、借受人は、農事組合法人真崎様です。所在地は、大字五町田高城、地目は田、面積が1,273㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米・麦・大豆であります。期間は平成27年11月1日から10年間で、小作料は、年当たり10,000円、全体ですと12,730円であります。解約理由としましては、売買を行う予定があるためということであります。農地法第18条第6項の規定による通知書により、合意解約した旨の通知がありました。本件につきましては、売買を行う予定があるためということであり、その旨が書面においてあきらかであるため問題ないと考えます。以上、御提案申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、整理番号7番について質疑を行ないます。何か御意見、御質問ございませんか。

1番 7番と8番と、同じ面積ばってん、どういうことかにかや。

事務局 はい。7番と8番につきましては、農業公社を通じての貸し借りをされている分になりますので、この分について解約する場合は、今の借り手と農業公社の解約ができれば、農業公社と貸し手の解約ができるようになるんですね。7番の承認が下りれば、8番の承認にかかれるということになります。

議長 はい、お願いします。

2番 小作料の、ほら、前払いとか何とか、ぎゃんた。公社に頼むぎあるとやなかですかね。そがんとは、何年もろたとは返還せんばならんごとなつとですかね。

農林課 小作料はですね。いいですか。小作料は法人から、法人が借りてましたので、これは、公社にいきます。公社は借り手の法人ところにですね。12月末ですね。いっております。で、年払いですから、それはもう月払いじゃなくて、去年の分についてはですね。もう済んでおります。今年に入ってから分ですが、今年分は月払いなるかは、ちょっと分かっておりませんが、一応小作料はですね。公社の方からいくような形になっております、この場合は。

議長 よろしいですね、はい。他ございませんか。よかですね。はい、無いようですのでここで採決をしたいと思います。ただ今の整理番号7番について異議のない



方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で承認することを決定いたしました。続きまして整理番号8番について事務局の説明をお願いします。

事務局 整理番号8番でございます。貸付人は、真崎の〇〇〇〇様、借受人は、佐賀県農業公社です。所在地は、大字五町田高城、地目は田、面積が1,273㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米・麦・大豆であります。期間は平成27年11月1日から10年間で、小作料は、年当たり10,000円、全体ですと12,730円であります。解約理由としましては、売買を行う予定があるためということであり、農地法第18条第6項の規定による通知書により、合意解約した旨の通知がありました。本件につきましては、売買を行う予定があるためということであり、その旨が書面において明らかであるため問題ないと考えます。以上、御提案申し上げます。

議 長 それでは整理番号8番について、ただ今説明があったわけでございますけれども、これについて、質疑を行ないたいと思います。何か御意見、御質問ございませんか。はい。

21番 ちょっと、よう分からんとですけど公社が法人に一回戻して、そして又、〇〇さんという方が借りんしゃ、訳ですか。

農林課 はい。いいですか。

議 長 はい。

農林課 元々の地主はですね。〇〇さんです。で、〇〇さんがですね、公社に貸して、で、公社が法人に貸しとるわけですよ。そいぎ、今度はですね。解約すつためには、今度は逆に公社と法人と解約をせんことには、〇〇さんと、あいなか取った公社との解約ができませんわけですたいね。貸し借りの場合はですね。

議 長 他にございませんか。よかですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

議 長 はい、無いようですのでここで採決をしたいと思います。ただ今の整理番号8番について異議のない方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で承認することを決定いたしました。これで議案第1号を終わります。

次に別表をお願いします。議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定、これは利用権の分ですね。それについてお諮りしたいと思います。塩田町の分の1番から11番について、農林課より、よろしくをお願いします。

農林課 はい。そしたら、先ず塩田町の分整理番号1番から11番でございます。貸し手人様は、袋の〇〇〇〇様、他10名、借り手人様は、同じく南下久間の〇〇〇〇様、他8名でございます。所在地は、大字五町田四本谷、他25筆面積が合計で28,332㎡、利用権は賃借権と使用貸借権で、期間は1年から10年間となっ

ています。農業経営基盤強化促進法第18条議案書の計画内容については、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、問題ないと思われま。以上、御提案申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。それでは塩田町の分でございますけれども、整理番号1番から11番について質疑を行ないま。何か御意見、御質問ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

議長 よかですね。はい、無いようですのでここで採決をとりたいと思いま。ただ今の塩田町の分整理番号1番から11番について異議のない方の挙手をお願いしま。

〔全員挙手〕

議長 はい、ありがとうございました。全員賛成で承認することを決定致しま。続きまして嬉野町の分整理番号1番から15番について、農林課の方で説明をお願いしま。

農林課 はい、そしたらですね。嬉野町の整理番号1番から15番でございます。

説明に入ります前に、申し訳ありませんけれど、訂正がですね。取下げがですね。1箇所ありますので、よろしくお願いま。先ずですね。取下げ、1番貸し手人様〇〇んで、借り手人様が〇〇〇〇様の分につきましてはですね。実は、3月にですね。出しておいまして、もう既に許可をいただいております。で、本人さんがですね。分からんで、また出したもんですから、私が、私たちが受付をして、書類を出した後、チェックをしたところですね。確認して、これが見当たりましたので、本人から取下げをしてもらいまして、しておいま。今回1番については、取下げという形で、お願いま。それからですね。一番最後に、15番ですけど、〇〇様につきましてですね。集落は、申し訳ありません。下岩屋2区です。そして、貸し手人様の〇〇様につきましてもですね。申し訳ありませんが、こつも上岩屋じゃありません。下岩屋2区に訂正をお願いしたいと思いま。申し訳ありません。

そしたらですよ、説明させていただきます。嬉野町の分整理番号2番から15番までです。貸し手人様は、東吉田の〇〇〇〇様、借り手人様が、東吉田の〇〇〇〇様ですね。他となつとりま。

所在地は、大字吉田字田中の田の3,094㎡を含める24筆の面積がですね。合計で36,936㎡となります。利用権につきましては賃借権と使用貸借権で、期間は5年から10年ですね、となっております。農業経営基盤強化促進法第18条議案書の計画内容については、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、問題ないと思われま。以上、御提案申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。それでは嬉野町の分でございます。整理番号2番から15番について質疑を行ないま。何か御意見、御質問ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 よかですね。はい、無いようですのでここで採決をとりたいと思います。ただ今の嬉野町の分整理番号2番から15番について異議のない方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で承認することを決定いたしました。続きまして、これも農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定、これは所有権移転の分でございます、について、お諮りしたいと思います。整理番号1番について事務局の説明をお願いします。なお、1番から4番については、買い手人が同一人でございますので、一括した審議でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは改めまして、整理番号1番から4番について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。まず、整理番号1番でございます。売り手人は、上岩屋の〇〇〇〇様、買い手人は、佐賀県農業公社でございます。所在地は、大字岩屋川内陣野、地目が畑、面積が3,677㎡、所有権移転の種類はあっせんでありまして、栽培作物はお茶、対価としましては、反当り236,000円、全体で870,000円でございます。

続きまして、整理番号2番でございます。売り手人は、上岩屋の〇〇〇〇様、買い手人は、佐賀県農業公社でございます。所在地は、大字岩屋川内陣野、地目が畑、面積が6,607㎡、所有権移転の種類はあっせんでありまして、栽培作物はお茶、対価としましては、反当り240,000円、全体で1,585,680円でございます。

続きまして、整理番号3番でございます。売り手人は、上岩屋の〇〇〇〇様、買い手人は、佐賀県農業公社でございます。所在地は、大字岩屋川内陣野、地目が畑、面積が1,856㎡、所有権移転の種類はあっせんでありまして、栽培作物はお茶、対価としましては、反当り215,000円、全体で400,000円でございます。

続きまして、整理番号4番でございます。売り手人は、下宿の〇〇〇〇様、買い手人は、佐賀県農業公社でございます。所在地は、大字下宿四本松、地目が田、面積が690㎡、所有権移転の種類はあっせんでありまして、栽培作物は米、対価としましては、反当り695,000円、全体で480,000円でございます。以上、整理番号1番から4番までにつきましては、農業経営基盤強化促進法第18条議案書の計画内容については、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、問題ないと思われま。以上、御提案申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは整理番号1番から4番について質疑を行ないます。何か御意見、御質問ございませんか。

[質問、意見なし]

議 長 よかですね。はい、無いようですのでここで採決をとりたいと思います。ただ今の整理番号1番から4番について、異議のない方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成で承認することを決定いたしました。これで議案第2号を終わります。

議案書の8ページをお願いします。議案第3号農地法第3条の規定による申請の許可についてお諮りいたします。整理番号1番について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。整理番号1番でございます。譲渡人は、南上の〇〇〇〇様、譲受人は、南下の〇〇〇〇様です。所在地は、大字大草野森ノ元、他1筆、地目が田、面積が合計で1,223㎡でございます。権利の種類は売買でございまして、譲渡人の経営の縮小と譲受人の相手の要望ということでもあります。売買価格につきましては、反当り81,766円、全体ですと100,000円でございます。以上、御提案申し上げます。

議 長 それでは、整理番号1番について質疑を行ないます。何か御意見、御質問ございませんか。

[質問、意見なし]

議 長 よかですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議 長 はい、無いようですのでここで採決をとりたいと思います。整理番号1番について異議のない方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成で承認することを決定いたしました。続きまして整理番号2番について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。整理番号2番でございます。譲渡人は、下岩屋1区の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく下岩屋1区の〇〇〇〇様です。

所在地つきましては、10ページの別紙1の大字岩屋川内紺屋川、他21筆、地目が田と畑、面積が合計で20,736㎡でございます。権利の種類は贈与でございまして、譲渡人・譲受人は親子関係であり、今回、生前一括贈与のためということでもあります。以上、御提案申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、整理番号2番について質疑を行ないます。何か御意見、御質問ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 よかですね。はい、無いようですのでここで採決をとりたいと思います。整理番号2番について異議のない方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成で承認することを決定いたしました。続きまして、整理番号3番について事務局の説明をお願いします。

事務局 整理番号3番でございます。譲渡人は、本谷の〇〇〇〇様、譲受人は、白石町

の〇〇〇〇様です。所在地は、大字馬場下四本松、地目が田、面積が1,364㎡でございます。権利の種類は売買でございます、譲渡人の労働力不足と譲受人の経営規模の拡大ということでもあります。

売買価格につきましては、反当り100,000円、全体ですと1,364,000円でございます。以上、御提案申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、整理番号3番について質疑を行ないます。何か御意見、御質問ございませんか。はい、お願いします。

2 番 聞き違いか、分かりませんが、売買価格を、もう一回お願いしたいと思います。

事務局 はい、間違いました。反当り100,000円、全体で136,400円です。

議 長 よかですか。他にございませんか。はい、松尾委員。

10番 10アール100,000円で、間違いありませんか。

事務局 反当り1,000,000円です。すみません。反当り1,000,000円で、全体ですと1,364,000円です。訂正します。

議 長 はい。そいぎ、よかですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 はい、採決をとりたいと思います。整理番号3番について異議のない方の挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成で承認することを決定いたしました。続きまして、整理番号4番について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、整理番号4番でございます。譲渡人は、下不動の〇〇〇〇様、譲受人は、同じく下不動の〇〇〇〇様です。所在地は、大字不動山原口、地目が畑、面積が103㎡でございます。権利の種類は売買でございます、譲渡人の労働力不足と譲受人の経営規模の拡大ということでもあります。売買価格につきましては、反当り485,437円、全体ですと50,000円でございます。以上、御提案申し上げます。

議 長 それでは整理番号4番について質疑を行ないたいと思います。何か御意見、御質問ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 よかですか。はい、無いようですので採決をとりたいと思います。整理番号4番について異議のない方の挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成で承認することを決定いたしました。続きまして整理番号5番について事務局の説明をお願いします。

事務局 整理番号5番でございます。譲渡人は、神奈川県逗子市の〇〇〇〇様、譲受人は、真上吉田の〇〇〇〇様です。所在地は、大字吉田横尾松、他4筆、地目が田と畑、面積が合計で3,017㎡でございます。権利の種類は売買でございます、譲渡人の農業の廃止と譲受人の相手方の要望ということでもあります。

売買価格につきましては、上から2筆が反当り300,000円、残り3筆が反

当り100,000円、全体ですと616,900円でございます。以上、御提案申し上げます。

議 長 それでは、整理番号5番について質疑を行ないます。何か御意見、御質問ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 よかですね。はい、無いようですのでここで採決をとりたいと思います。整理番号5番について異議のない方の挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で承認することを決定いたしました。これで議案第3号を終わります。

議案書11ページをお願いします。議案第4号農地法第4条の規程による申請の承認についてお諮りをします。整理番号1番について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、整理番号1番でございます。申請人は、井手川内の〇〇〇〇様です。所在地は、大字下野三本松、他1筆、地目は畑、面積が合計で2,321㎡でございます。用途目的は太陽光発電設備でございます。事由として申請地は急傾斜のため現在休耕地となっております。このため、周囲に迷惑をかけないようにと土地の有効利用のことから、申請地を太陽光発電設備用地として転用したいということであります。東は畑、山林、西は原野、雑種地、南も原野、畑、北は畑、山林です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地で農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はありませんので、転用目的は問題ないと考えます。図面につきましては12ページ、13ページ、写真は3番になります。以上、御提案申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきましても31日の日に3班で事前審査を行っておりますので、班長、よろしくをお願いします。

班 長 作業場の上手の所に、この場所があるんですけども、ここは以前茶畑で、お茶を植えてあったという所ですけども、もう生育はしないということでございます。そういったことで、荒地にならないような形で、こういった太陽光発電設備を設置したいということでございます。よろしく、お願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、整理番号1番について質疑を行います。何か御意見、御質問ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 よかですね。はい、無いようですのでここで採決をとりたいと思います。ただ今の整理番号1番について異議のない方の挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で、県に進達することを決定いたしました。これで議案第4号を終わります。

議案書の14ページをお願いします。議案第5号農地法第5条の規程による申請の承認についてお諮りをいたします。整理番号1番について説明をお願いします。

す。

事務局 整理番号1番でございます。貸付人は、式浪の〇〇〇〇様、借受人は、武雄市の株式会社山茂電機様です。

所在地は、大字下野三坂、地目が田、面積が1,841㎡であります。用途目的は太陽光発電設備としてで、事由としまして、申請地は、現在休耕地であり高齢化・後継者不足によりまして、今後も耕作は困難なことから、土地の有効利用のため申請地を太陽光発電設備用地として転用したいということでありまして、東は道路、西は原野、畑、南は田、北は原野、雑種地です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地で農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はありませんので、転用目的は問題ないと考えます。図面につきましては、18ページと19ページ、写真は4番になります。それと、賃借料につきましては、年当たり30,418円、全体ですと56,000円です。以上、御提案申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。この件につきましても31日の日に、3班で事前審査を行っております。班長、説明をお願いします。

班長 はい、ここの場所がですね。貸付けに持って来いの場所で、ですね。周りが家がこう建って、その中に、この水田がある。という場所で、現状としては、もう水田として使われていないということが現状として、長く続いておるようなわけでございますので、ここに太陽光を設置したいということで、周りの人たちもですね。良かろうと言っておりますので、問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、整理番号1番について質疑を行ないます。何か御意見、御質問ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 よかですね。はい、無いようですのでここで採決をとりたいと思います。ただ今の整理番号1番について異議のない方の挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成で、県に進達することを決定いたしました。

続きまして整理番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。貸付人は、16ページの別紙2の〇〇〇〇様、他8名様、借受人は、長谷の東亜・あおみ・森永JV様です。所在地は、大字下野四反田、他23筆、地目が田と畑、面積が合計で5,532.33㎡のうち3,617.33㎡であります。用途目的は九州新幹線工事のための工事用道路、資材ヤード及び表土仮置場としてで、事由として九州新幹線工事のための工事用道路、資材ヤード及び表土仮置場として転用したいということでありまして、今回は、一時転用の延長申請となっております。東は田、宅地、道路、西は田、宅地、山林、南は山林、北は山林、河川です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地で農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はありませんので、転用目的は問題ないと考えます。図面につきましては20

ページ、21ページ、写真は5番になります。それと、賃借料につきましては、年当たり200,000円でございます。以上、御提案申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきましても事前審査の対象となっておりますので、班長、よろしく申し上げます。

班長 これも新幹線の関係でございますが。そういったことで、一時転用というようにございまして、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 はい。それでは、質疑を行ないたいと思います。何か御意見、御質問ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 よかですね。はい、無いようですのでここで採決をとりたいと思います。ただ今の整理番号2番について異議のない方の挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長 はい、ありがとうございました。全員賛成で県に進達することを決定いたしました。

続きまして、整理番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号3番でございます。譲渡人は、久留米市の〇〇〇〇様、譲受人は、中久間の〇〇〇〇様です。所在地は、大字久間後山、地目が畑、面積が245㎡であります。用途目的は駐車場としてで、事由として、現在住んでいる住宅内の駐車スペースが足りないため駐車場用地として転用したいということであります。

なお、申請地につきましては、認識不足により、20年ほど前に駐車場として転用していますので、今回始末書付きでの申請でございます。東は道路、西は宅地、南は牧場、北も宅地です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地で農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はありませんので、転用目的は問題ないと考えます。図面につきましては22ページ、23ページ、写真は6番になります。それと、売買価格につきましては、反当り2,775,510円、全体ですと680,000円です。以上、御提案申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきましても事前審査を行っておりますので、班長、よろしく申し上げます。

班長 地図ですね、22ページでございますけれども、ここが今現在、始末書が出ておりますように、駐車場として、既に使われております。そういったことで、この上んこの〇〇さんという方が、購入されるということでございますけれども、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、整理番号3番について質疑を行ないたいと思います。何か御意見、御質問ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 よかですね。はい、無いようですのでここで採決をとりたいと思います。ただ今の整理番号3について異議のない方の挙手をお願いします。

〔全員挙手〕



議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成で県に進達することを決定いたしました。

続きまして、整理番号4番について事務局の方で説明をお願いします。

事務局 整理番号4番でございます。貸付人は、17ページ別紙3の〇〇〇〇様、他2名様、借受人は、井手川内の若築・安倍日鋼・有田JV様です。

所在地は、17ページ別紙3の大字下宿五本松、他10筆、地目が田と畑、面積が合計で3,162㎡のうち1,396.1㎡であります。用途目的は九州新幹線嬉野温泉駅高架橋他工事に伴う工事用進入路他としてで、事由として、九州新幹線工事の高架橋施工のために生コン車等資機材搬出入のための工事用進入路として利用するため転用したいということでありまして、今回は一時転用の延長申請となっております。東は宅地、西も宅地、南は道路、北も農道です。農地区分に応じた許可基準は第2種農地で農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。周辺の農地に係る営農条件への支障はありませんので、転用目的は問題ないと考えます。図面につきましては24ページ、25ページ、写真は7番になります。それと、賃借料につきましては、反当り年200,000円です。以上、御提案申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましても31日の日に3班で事前審査を行っておりますので。班長説明を、よろしくをお願いします。

班 長 これにつきましても、新幹線の関係で、今でも借用されておりますので、問題ないと思います。一時転用の延長でございますので、よろしくをお願いします。

議 長 はい、それでは整理番号4番について質疑を行ないます。何か御意見、御質問ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 よかですね。はい、無いようですのでここで採決をとりたいと思います。ただ今の整理番号4番について異議のない方の挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成で県に進達することを決定いたしました。これで議案第5号を終わります。

議 長 一番最後の26ページをお願いします。続きまして、議案第6号下限面積の設定について、お諮りを致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号下限面積の設定について説明いたします。このことにつきまして、農地を取得されるときは50アール以上耕作されている人が取得できるという要件があります。こちらに書いていますように平成21年12月の改正農地法により、市町の農地の全部または一部について、特段の面積を設けることができるとなっております。昨年度につきましては、管内の農家で50アール未満の農地を耕作している農家は半数までないということで、嬉野市の平均的な経営面積が50アールにほぼ近いという理由で、50アールの下限面積の変更は行わないということを提案させていただきまして、御承認いただいております。今年度においても同様の状況から、下限面積は変更しないことを御提案いたしまして、農業

委員会で協議していただき決定したいと考えていますので、よろしくお願ひします。提案内容は以上でございます。よろしく御協議をお願ひします。

議 長 それでは議案第6号について、昨年度は50アールで設定されていますけれども、今年度も50アールでよろしいか、皆様たちからの御意見を伺いたしたいと思います。どうでしょうか。

〔「50アールでよい」と呼ぶ者あり〕

議 長 よかですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 よかですか。はい、無いようですのでここで採決をとりたいと思います。下限面積の設定について、変更しないことについて異議のない方の挙手をお願ひします。

〔全員挙手〕

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成で承認することを決定いたしました。これで議案第6号を終わります。

議 長 以上で、本日の議案全部を終了しました。

他に委員の皆さん方から何か御意見、御質問がありましたらお願ひをします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、これをもちまして、平成29年第22回農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

( 午後2時46分 閉会 )